

# 京都議定書と木材利用



木材を使うことにより温暖化軽減に貢献できる  
ことをご存じでしょうか？

京都議定書第2約束期間でも期待されている  
木材利用の効果を紹介します。

つね つぐ ゆう こ

講師 恒次 祐子(構造利用研究領域)

2011年に南アフリカのダーバンで開かれたCOP17/CMP7(気候変動枠組条約第17回締約国会議/京都議定書第7回締約国会合)において、締約国は京都議定書第2約束期間(2013-2020)に**木材利用による炭素吸収・排出量を報告しなければならない**という決定がなされました。

### これまでの主なCOP

	開催地	主な決定事項
COP 1 ('95)	ベルリン	先進国の取り組みについてCOP3までに議定書等の形で結論を得ることを目指す
COP 2 ('96)	ジュネーブ	議定書に法的拘束力のある数値目標を入れ込む
COP 3 ('97)	京都	先進国が法的拘束力のある排出削減目標に合意 <b>京都議定書採択</b>
COP 7 ('01)	マラケシュ	京都議定書運用の詳細なルール決定
COP15('09)	コペンハーゲン	第1約束期間終了後の温暖化対策について議論開始
COP17('11)	ダーバン	<b>第2約束期間に関する合意</b> , 日本は不参加の表明
COP19('13)	ワルシャワ	第2約束期間終了後の対策について検討

木材には「炭素貯蔵効果」「省エネルギー効果」「化石燃料代替効果」という3種類の温暖化防止効果があります。

「炭素貯蔵効果」は、樹木が吸収した二酸化炭素を木材が炭素として貯蔵していることを指しています。住宅や机、紙などの形で炭素を地上に留めておくことができ、例えば去年より木造住宅が1戸純増した場合、その1戸分の住宅に貯蔵されている炭素の量だけ大気中から削減したとみなすことができます。

今後新たに決まった第2約束期間の計上・報告ルールに基づいて木材利用による効果を定量的に評価する作業を進めていきます。

